

# かんきつ王国アクションラボ設置規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、えひめ食・観光・農林漁業プラットフォーム規約第4条第1項の規定に基づき、かんきつ王国の振興をテーマとして設置する「かんきつ王国アクションラボ」（以下「かんきつラボ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 かんきつラボは、愛媛県が20年後も「かんきつ王国」であるために必要な、産地振興やプロモーションなどの政策やビジネスを創出し、地域を活性化させることを目的として活動する。

## (所掌事項)

第3条 かんきつラボの所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規ビジネスに関すること
- (2) 新たな地域活動に関すること
- (3) 前2号の推進に向けた新たな政策・施策の方向性に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食・観光・農林漁業の活性化に資する取組に関すること

## (参加条件等)

第4条 かんきつラボに参加する者（以下「参加者」という。）は、この規程を遵守するとともに、第2条に定める目的を達するため、主体的かつ積極的に行動しなければならない。

- 2 前項の規定に賛同する者は、隨時、かんきつラボに加入することができる。
- 3 かんきつラボへの加入・脱退については、えひめ食・観光・農林漁業プラットフォーム規約に基づく事務処理を行う者に届け出るものとする。

## (活動)

第5条 かんきつラボは令和8年3月から活動し、原則として毎月1回程度、会合（Web開催含む）を開催する。

- 2 かんきつラボの活動に伴う経費は、参加者がこれを負担するものとする。
- 3 参加者は、第3条各号で検討した内容の実現に向け、より専門性・秘匿性等を有する分科会を立ち上げることができる。また、当該分科会に加入を希望する者は、既に分科会に加入している者全員の了承をもって加入することができる。なお、脱退の場合も同様とする。

4 かんきつラボの活動状況は、毎年度、えひめ食・観光・農林漁業プラットフォームに報告し、参加者と共有しなければならない。

5 かんきつラボは会計年度に関わらず、活動開始から3年間、第2条に掲げる目的達成に向けて活動し、その後、活動を継続するか否かについては、参加者が協議して決定するものとする。

#### (分科会における活動)

第6条 分科会の活動に必要な規程は、別途定めるものとする。

#### (秘密情報)

第7条 この規程において、秘密情報とは、かんきつラボにおける活動を通じ、他の参加者から開示され、又は知り得た全ての業務上・技術上の情報、当該活動における協議の内容、及びその結果をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除く。

- (1) 取得した時に既に公知又は公用であったもの
- (2) 取得した後に自己の責によることなく公知又は公用となったもの
- (3) 取得する以前に守秘義務を負うことなく既に知得していたもの
- (4) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

#### (秘密情報の保持義務)

第8条 参加者は、秘密情報について厳に秘密を保持し、開示当事者の書面による承諾を得ることなく、開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、参加者は次の関係者に対し、かんきつラボの活動に必要な範囲内で、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる。ただし、参加者は秘密情報の開示を受ける者に対し、この規程に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

(1) 参加者が所属する企業等の社員で、第2条の目的を達するため、かんきつラボの活動に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な者

(2) 参加者がかんきつラボの活動について相談する必要がある弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士等の専門家

3 参加者は、前項の開示を行った時は、開示当事者に書面で報告しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、受領当事者は秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は、開示を行う前に開示当事者に対して、当該開示の時期、方法及び手段について協議するために最善の努力を尽くすものとする。

(1) 法令又は官公署の命令により開示することが要求される場合

（2）官公署からの要請等、受領当事者による開示に正当な理由があるものと受領当事者が合理的に判断した場合

（秘密情報の管理）

第9条 参加者は、開示当事者から開示された秘密情報について、厳重に管理の上、関係者のみの取扱いとし、第三者に貸与、譲渡等してはならないほか、開示当事者からの返還又は廃棄の要請がある場合にあっては、それに従わなければならない。

2 参加者は、開示当事者から開示された秘密情報をかんきつラボの活動に必要な範囲内でのみ使用するものとし、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく、他のいかなる目的にも使用してはならない。

（秘密情報の監督）

第10条 開示当事者は、受領当事者に対し、必要に応じて、秘密情報の管理状況に関する報告等を求めることができるほか、管理状況の改善を要請することができる。

（秘密情報の権利帰属）

第11条 秘密情報に係る権利は、秘密情報が無体物又は有体物であるにかかわらず、全て開示当事者に帰属する。

2 前項の権利には、著作権、産業財産権等の知的財産権、所有権その他一切の権利を含むものとする。

3 かんきつラボの活動において、著作権、産業財産権等の知的財産権に関する情報を開示当事者が開示したことをもって、それらの知的財産権について受領当事者に譲渡し、又は許諾するものではない。

（秘密情報の返還及び廃棄）

第12条 受領当事者は、かんきつラボの活動が終了する場合及び開示当事者から要請があった場合は、開示当事者の指示に従い、開示当事者からの提供を受けた秘密情報並びにその複製物及び複写物の全てを開示当事者に返還し、又は廃棄しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法令で保管義務等の定めのある文書等については、当該法令の定めに従う。

（秘密情報に関する損害賠償）

第13条 受領当事者は、秘密情報の漏洩等の事故が生じた場合には、速やかに開示当事者及び県に対しこれを報告し、開示当事者の指示を受けるものとする。

2 受領当事者がこの規程に定める秘密情報の事項に違反したことにより、開示当事者及び県が損害を被った場合、受領当事者は開示当事者及び県が被った損害を賠償しなけれ

ばならない。ただし、開示当事者及び県に生じた間接損害、特別損害及び逸失利益については、受領当事者は責任を負わないものとする。

(秘密情報の有効期間)

第14条 秘密情報に関する有効期間は、かんきつラボの活動が終了するまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条（秘密保持義務）、第9条（秘密情報の管理）、第11条（秘密情報の権利帰属）及び第13条（秘密情報に関する損害賠償）の規定は、かんきつラボ脱退後並びに活動終了後も、なおその効力を有する。

(事務処理)

第15条 かんきつラボ運営等に関する事務は、愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課及び農林水産部において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、かんきつラボの活動等に必要な事項は、参加者全員で協議の上、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年2月10日から施行する。